

規制改革推進のための3か年計画

政府は、これまで、4次にわたる規制改革の推進のための政府計画を策定し、これを強力に推進することにより、行政の各般の分野について、概ね7,000項目の規制改革を実施してきた。このように、規制改革は着実に進みつつあるものの、依然多くの取り組むべき課題が残っており、改革はなお途上にある。

規制改革は、引き続き、構造改革の重要な柱であり、岩盤のごとき困難な課題に強力かつ着実に取り組むべく、平成19年1月には、総理の諮問機関として民間人主体の「規制改革会議」を設置するとともに、政府にも全閣僚から構成される「規制改革推進本部」を設置し、政治的リーダーシップの下、規制改革推進のための体制を改めて整備した。本推進体制の下、規制改革を国民本位の改革として、一層強力かつ着実に推進するため、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議)及び「規制改革推進のための第1次答申」(平成19年5月30日規制改革会議)の「具体的施策」を踏まえ、下記のとおり規制改革推進のための3か年計画を定める。

記

共通的事項

1 目的

(1) 本計画の目的

本計画は、我が国の経済社会が直面する諸課題を克服し、イノベーションの創造とオープンな姿勢による成長経済の実現、再チャレンジが可能な社会の実現、地域の活性化、簡素で効率的な政府の実現等を図り、もって、我が国の経済社会を官主導のシステムから脱却し、自由と規律に支えられたシステムへ移行するとの観点から、行政の各般の分野について、規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的とする。

(2) 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)や規制改革会議の「規制改革推進のための第1次答申」(平成19年5月30日)を始めとするこれまでの答申、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)、「規制改革集中受付月間」、「規制改革・民間開放集中受付月間」等によりこれ

まで明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成19年度から21年度までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図ることとする。

2 規制改革の推進に伴う諸措置及び関連改革との連携等

規制の見直しに当たっては、これと併せて、()活力ある競争社会の前提条件となる社会的安定機能(セーフティネット)の確保、()経済活力維持・向上の観点からの公的分野の合理化・効率化・民間開放、()企業製品等に対する国民の不安を解消し、疑念を払拭するため、特に国民の安全を確保する観点からの事業者における自己責任体制の確立・情報公開等の徹底、()事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設及びこれに係る法体系の抜本的見直し、()社会的に必要な規制の実効性の確保・向上等の諸措置を実施する。

このほか、次のとおり、規制改革と密接不可分の各分野の改革との連携を図る。

() 市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開

() 行政組織、予算、税制、補助金、独立行政法人、公益法人、地方行政等の分野の改革との連携

また、国民の側からも、消費者・生活者として、規制改革が期待された効果をもたらすよう関心を持ち、これに主体的に貢献できるようにすることが重要であるとの観点に立って、各府省において規制改革の取組状況等について積極的な情報の提供を行うものとする。

3 規制改革会議による規制改革への抜本的取組

規制改革会議は、経済社会の構造改革の視点を踏まえた広範な取組を通じて規制改革を推進するための審議を行うとともに、本計画の実施状況の監視を行い、本計画に掲げられた各改革事項の推進を図るものとする。また、本計画は、規制改革会議における審議結果等を踏まえ改定するものとする。

4 規制改革推進本部と規制改革会議との連携

規制改革推進本部は、規制改革会議と密接な連携を図り、本部と会議が、両輪となって規制改革を強力かつ着実に推進するものとする。

5 構造改革特区及び市場化テストの活用による規制改革の加速化

(1) 構造改革特区の推進

構造改革特別区域制度を活用した規制改革の検討に当たっては、可能な限り「全国

規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一を行うという考え方を前提とし、仮に全国規模での規制改革を直ちに実施することが難しいとされているものであっても、特区において先行的に実施することにより、規制改革の加速化を図っていく。

また、定期的に地方公共団体や民間事業者等から受け付けた提案に基づく規制改革事項については、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定。平成19年4月27日一部改定。)において、特区で講じる規制の特例措置が掲げられている別表1、及び、全国展開することとなった規制の特例措置が掲げられている別表2を改定することにより対応することとし、これにより同基本方針の追加・充実を図っていく。

なお、構造改革特別区域制度については、地方公共団体や民間への十分なPRを行った上で、定期的な提案募集を行うとともに、提案募集とそれに基づく基本方針の改定、法令等の改正といった一連の流れを通じた改革を加速していくため、地方公共団体や民間に対するコンサルティング機能や情報発信機能を強化していく。

さらに、特区において適用される規制の特例措置については、同基本方針に基づき、一定期間後に的確に評価を行い、その評価結果を踏まえて、規制改革会議とも密接な連携を取りつつ、特区の成果を着実に全国に広げていく。

(2) 市場化テストの推進

市場化テストについては、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)(以下「公共サービス改革法」という。)が施行され、公共サービス改革法に基づく初めての「公共サービス改革基本方針」(以下「基本方針」という。)を9月に閣議決定し、さらに12月には、市場化テストの対象事業の追加等のために基本方針を改定する閣議決定を行うなど政府として積極的に推進してきた。

市場化テストは、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものであり、このような公共サービス改革法の基本理念を踏まえ、引き続き政府として積極的に推進する。

6 計画の改定、フォローアップ等

(1) 既定計画の着実な実施

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を

始め、規制改革に関連する既定諸計画に定められている事項のうち、本計画に記載のない事項であって、平成18年度内に措置が完了していない事項（措置内容が検討にとどまっている事項を含む。）についてフォローアップを含めその着実な実施を図る。

（２）計画の改定

本計画は、規制改革会議の審議結果等を踏まえ、毎年度改定する。

（３）計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、その実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

さらに、公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託を積極的に推進することが重要である。このため、各府省は、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づいて、逐次、所管事務・事業の全般について計画的・積極的に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。

（４）審議会等の結論の早期化

本計画の個別措置事項のうち審議会等の結論を得る必要があるものについては、審議会等の結論を原則として平成19年9月末までに得ることとし、審議の早期化を図る。その時点で審議会等の結論が得られないものは、各府省が審議状況を取りまとめて公表するとともに、原則として平成20年2月末までに結論を得るものとする。

（５）市場開放問題苦情処理体制（OTO）の活用

市場アクセスの改善に資する規制改革を推進するため、市場開放問題苦情処理体制（OTO）の機能を積極的に活用する。

（６）諸外国の規制情報の収集・分析

我が国における規制改革の一層の進展に資するため、各府省においては、その所管する分野に係る行政が、世界各国でどのように行われているかを、インターネットなども活用し常時情報収集を行い、積極的に公開に努める。外務省は、在外公館における活動の一つとして、各国の規制についての幅広い情報収集や分析に努める。

7 「規制改革集中受付月間」の定着化

今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成 19 年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、「規制改革集中受付月間」としてその活動の定着化を図る。

このため、6月及び10～11月の各1か月間を「規制改革集中受付月間」とし、規制改革推進室及び構造改革特区推進室が共同して、民間、個人、地方公共団体を問わず広く一般から、全国規模での規制改革要望と構造改革特区提案を集中的に公募し、手続の公開の下、全国規模での規制改革要望については規制改革会議の協力を得つつ、短期集中型の検討・協議を実施する。なお、検討の際には、構造改革特区制度における規制改革の検討と同様に、可能な限り「全国規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一を行うという考え方を基本とする。加えて、常に検証・評価（自己評価は勿論、外部評価も含む。）を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。

8 事後チェック型行政への転換と消費者への情報提供の推進

行政の在り方が事前規制型から事後チェック型に転換していくことに伴い、許認可等の直接規制に係る体制のスリム化を進めるとともに、明確なルールづくりとそのルールが守られているか否かの監視を重視した体制に移行するものとする。

これら事後チェック型行政のためのルールのうち、情報公開関連項目及び第三者評価関連項目については基本的には個別分野にそれぞれ措置しているが、このほか、以下の措置を共通的に行う（苦情・紛争処理関連項目については「措置事項 7 法務関係」に掲載。）。

（1）情報公開の推進

本計画において措置している情報公開関連項目については、事後チェック型行政を推進する観点から、逐次、期限の定められたものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な達成目標を明示して、可能な限りその速やかな実施を図る。

なお、これ以外の分野においても、各府省は、逐次、それぞれの分野における消費者・利用者への提供情報の範囲、提供方法など情報公開の在り方につき、事業者・関係団体等とも連携を取りながら検討を進め、情報公開のルール形成を図る。

（2）第三者評価の推進

本計画において措置している第三者評価関連項目については、第三者評価の重要性にかんがみ、逐次、期限の定められたものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な達成目標を明示して、可能な限りその速やかな実施を図る。ま

た、各府省は、評価対象範囲・事項の一層の拡大を図るなど評価充実に向けた検討を進める。

なお、これ以外の分野においても第三者評価に馴染む分野は存在することから、各府省は、逐次、他分野の評価手法、実績等も参考としつつ、第三者評価の導入を図る。

9 民事・刑事の基本法制の整備等

(1) 民事・刑事の基本法制の整備

社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。

(2) 司法制度改革の推進

事後チェック型行政への転換に伴い、司法の果たすべき役割がより重要となっていくことから、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）の実施等を通じ、真に実効ある司法制度改革を推進する。

10 規制改革の推進に関連する諸組織との連携

一層の規制改革の実を上げるため、次に掲げる事項を含め、規制改革会議及び規制改革本部と関連する諸組織（経済財政諮問会議、教育再生会議、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、行政改革推進本部、総務省、公正取引委員会等）との連携を今後とも密にする。

(1) 現在「特区」において規制改革の要望がある事項ができる限り実現されるよう、構造改革特別区域推進本部との連携を強化する。

(2) 総務省が全国に展開している行政相談窓口に寄せられる行政相談の中で、規制改革に関するものについては、規制改革会議にも随時情報提供する。

(3) 総務省が行っている規制に関する政策の評価及び行政評価・監視に基づく関係府省に対する意見・勧告事項並びに公正取引委員会による競争政策の観点からの関係府省に対する要請事項についても、規制改革会議へ情報提供する仕組みを作り、規制改革会議も当該事項の扱いについてフォローする。

(4) 既存規制のチェックの際活用すべきである「規制影響分析(RIA)」について、そ

の分析手法の向上・深化に向け、規制改革会議と総務省及び各府省は連携する。

- (5) 規制改革と公正競争促進は一体であることから、規制改革会議と公正取引委員会は、引き続き密接な協力体制を維持する。

11 規制の把握と公開

規制改革会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報（R I A等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。）が規制改革会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一覧性を持たせるとともに、R I A等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにすることが重要である。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあつた場合、規制改革会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べることとする。

その際、規制の新設審査（ ）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。

規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省

が行う意見公募手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

12 規制改革・規制制度の評価等及び国民への情報提供等

(1) 規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、各府省の協力を得て、規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図り、その成果を国民に分かりやすい形で公表する。

(2) 規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。

(3) 規制コスト及び効果の分析

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資する。

(4) 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

(5) 規制改革に関する広報の充実

内閣府は、上記(1)(2)(3)を含め、公的規制の現状、規制改革の実施状況、規制改革の経済効果等を国民に分かりやすい形で取りまとめ公表する。その他、規制改革に関する国民の理解を促進するための施策を実施し、広報の充実を図る。

13 地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策

国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。

なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。